

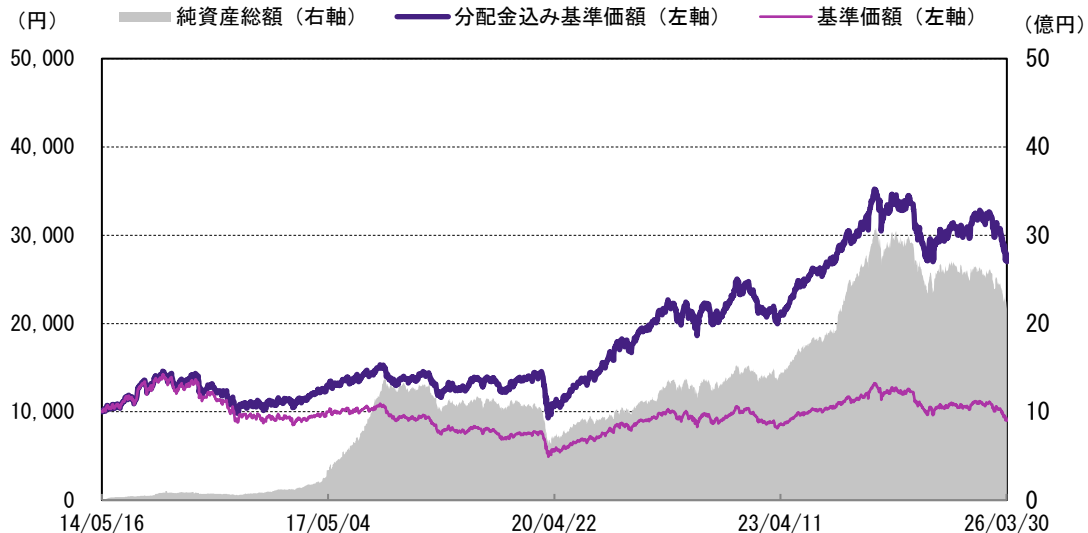
# インド株式フォーカス(奇数月分配型)

設定日：2014年5月16日 償還日：2049年3月12日 決算日：原則、奇数月の各14日  
 収益分配：決算日毎 基準価額：8,991円 純資産総額：21.65億円

※当レポートでは基準価額および分配金を1万口当たりで表示しています。  
 ※当レポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
 ※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。

## 運用実績

### <基準価額の推移グラフ>



※分配金込み基準価額の推移は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。  
 ※基準価額は、信託報酬（後述の「手数料等の概要」参照）控除後の値です。

### <基準価額の騰落率>

1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
-12.20%	-15.34%	-9.49%	-8.43%	32.44%	169.93%

※基準価額の騰落率は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

### <分配金実績（税引前）>

設定来合計	直近12期計	24・5・14	24・7・16	24・9・17	24・11・14	25・1・14
10,280円	1,440円	120円	120円	120円	120円	120円
		25・3・14	25・5・14	25・7・14	25・9・16	25・11・14
		120円	120円	120円	120円	120円
					26・1・14	26・3・16
					120円	120円

※分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。  
 ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。



## ポートフォリオの内容

## &lt;資産構成比&gt;

株式	90.1%
現金その他	9.9%

## &lt;株式組入上位3カ国&gt;

	国名	比率
1	インド	90.1%
2		
3		

## &lt;株式組入上位5業種&gt;

	業種	比率
1	金融	29.7%
2	一般消費財・サービス	12.1%
3	ヘルスケア	12.0%
4	資本財・サービス	9.9%
5	素材	9.3%

## &lt;株式組入上位10銘柄&gt; (銘柄数 41銘柄)

	銘柄	業種	比率
1	ICICI Bank Limited	金融	4.5%
2	Reliance Industries Limited	エネルギー	3.8%
3	AU Small Finance Bank Limited	金融	3.7%
4	Tech Mahindra Limited	情報技術	3.4%
5	Eternal Limited	一般消費財・サービス	3.4%
6	Mahindra & Mahindra Limited	一般消費財・サービス	3.3%
7	State Bank of India Limited	金融	3.1%
8	Craftsman Automation Limited	資本財・サービス	3.1%
9	Hindalco Industries Limited	素材	3.0%
10	Cummins India Limited	資本財・サービス	2.9%

※個別の銘柄の取引を推奨するものではありません。  
※上記銘柄については将来の組入れを保証するものではありません。

※上記の比率は、当ファンドが組入れている外国投資法人 Amova Asset Management (Mauritius) Ltd クラスAの純資産総額比です。

## 運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

## ◎市場環境

3月のインド株式市場は軟調に推移し、アジア太平洋（日本を除く）株式市場と新興国株式市場（いずれも下落）をアンダーパフォームしました。その背景には、中東情勢の急速な緊迫化と、それに伴う原油価格の急騰を受けた世界的なリスク回避の動きがあります。原油高は、インドルピーの下落、経済成長見通しの下方修正、企業収益性の悪化懸念を通じて市場心理を悪化させました。加えて、外国人機関投資家による資金流出が続いたことで、市場の調整は一段と拡大しました。

当月の主な政策動向として、インド政府は3月9日、ホルムズ海峡の封鎖に伴う供給混乱を背景に、必需品法に基づく天然ガス供給制限措置を発動し、特定分野への供給を優先しました。また、国内の燃料価格の上昇を抑制するため、ガソリンの物品税を1リットル当たり13ルピーから3ルピーへ、軽油については10ルピーからゼロへと引き下げました。

インドの経済指標をみると、2月の消費者物価指数（CPI）の上昇率は前年同月比3.2%と、1月から上昇しました。2月の卸売物価指数（WPI）は前年同月比2.1%となり、インフレ圧力の高まりが確認されました。一方で、2月の鉱工業生産指数は前年同月比5.2%増と前月から加速しており、実体経済にはなお一部で底堅さがみられます。

インドルピーは、資本流出が再び進み、政策環境が悪化するなか、対円で下落しました。インフレ率は引き続き落ち着いているものの、地政学的緊張に伴うエネルギー価格上昇のリスクによって先行き不透明感が強まっています。インドの中央銀行は、ボラティリティ（変動性）を抑制するべく、より積極的な為替介入を行っており、慎重かつ綿密に調整された政策をとる方針を示しています。

## ◎運用概況

当月の基準価額は下落しました。

## ◎今後の見通し

米国およびイスラエルによる対イラン軍事行動をきっかけに、湾岸諸国では報復を含む緊張状態が続き、地政学的リスクが急速に高まりました。市場は紛争の激化に敏感に反応し、原油価格は大きく上昇するなど、金融市場の不安定感が強まりました。紛争の行方が依然として見通せないなか、市場環境は引き続き不安定な状態が続くとみられます。この影響は西アジア域外にも波及しており、インドでは原油高がインフレや企業収益に与える影響が懸念されています。これに対し、インド政府は燃料価格の調整や財政措置を通じて悪影響の緩和を図っており、原油高の負担は主として財政面で吸収され、個人消費への直接的な影響は限定的にとどまっています。一方で、トランプ米大統領が、イランとの紛争について2～3週間をめどに終結を目指すとの見解を示したことから、市場では事態収束への期待も一部で高まりました。ただし、紛争の持続期間やエネルギー価格を通じた経済への波及効果については依然として不確実性が大きく、引き続き慎重な見極めが必要な状況です。

インドにとって、現在の低インフレと安定成長が共存する、いわゆる「ゴルドロック（適温）」のマクロ環境が維持されるかどうかは、今後の原油価格動向、紛争の長期化リスク、そして当局の政策対応に大きく左右されると考えられます。

当ファンドでは、こうした局面での株式市場の調整は、持続的な収益成長が見込まれ、前向きな構造変化を伴う企業を選別的に組み入れる機会であると捉えています。当ファンドは金融、一般消費財・サービス、ヘルスケアセクターなどのウェイトを高めている一方、不動産、生活必需品、情報技術セクターなどのウェイトを低めに維持しています。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

## ファンドの特色

**主として、中長期的に高い経済成長が見込まれるインドの企業が発行する株式に投資します。**

- インドの企業が発行する株式を主要投資対象とします。なお、当該株式を裏づけ資産としたDR（預託証券）も投資対象に含みます。
- 原則として、対円での為替ヘッジは行ないません。

**実質的な運用はアモーヴァ・アセットマネジメント・アジアリミテッドが行ないます。**

- アジア資産の運用で長年の経験を有するアモーヴァ・アセットマネジメント・アジアリミテッドが、当ファンドの投資対象である「モーリシャス籍円建外国投資法人 Amova Asset Management (Mauritius) Ltd クラスA」の運用を行ないます。
- アモーヴァ・アセットマネジメント・アジアリミテッドは、インド現地の情報を活用します。

**原則として、奇数月に収益分配を行なうことをめざします。**

- インカム収益と値上がり益などを原資として、毎決算時に収益分配を行なうことをめざします。
  - 奇数月の各14日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
- ※ 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

当ファンドの実質的な投資対象には、一般社団法人投資信託協会規則の信用リスク集中回避のための投資制限に定められた比率を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在することから、当該支配的な銘柄に集中して投資する場合があります。そのため、当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

**■お申込みメモ**

商品分類	追加型投信／海外／株式
購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
信託期間	2049年3月12日まで(2014年5月16日設定)
決算日	毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各14日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。 ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・購入・換金申込日が、ムンバイの証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、シンガポールの銀行休業日またはモーリシャスの銀行休業日 ・購入・換金申込日の翌営業日が、シンガポール証券取引所の休業日またはシンガポールの銀行休業日
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目からお支払いします。
課税関係	原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。 ※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ※当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※配当控除の適用はありません。 ※益金不算入制度は適用されません。

**■手数料等の概要**

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

<申込時、換金時にご負担いただく費用>

**購入時手数料** 購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内  
※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。  
※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。

**換金手数料** ありません。

**信託財産留保額** ありません。

<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

**運用管理費用(信託報酬)** 純資産総額に対し年率1.8%(税抜1.7%)程度が実質的な信託報酬となります。

信託報酬率の内訳は、当ファンドの信託報酬率が年率1.1%(税抜1.0%)、投資対象とする投資信託証券の組入りに係る信託報酬率が年率0.7%程度となります。

**その他の費用・手数料** 受益者が実質的に負担する信託報酬率(年率)は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

目論見書などの作成・交付および計理等の業務に係る費用(業務委託する場合の委託費用を含みます。)、監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額が信託財産から支払われます。  
組入る有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。

※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

**■委託会社、その他関係法人**

委託会社：アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

受託会社：三井住友信託銀行株式会社

販売会社：販売会社については下記にお問い合わせください。

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

【ホームページ】 [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)

【コールセンター】 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

## ■お申込みに際しての留意事項

## ○リスク情報

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

## 価格変動リスク

- ・株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- ・公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

## 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

## 信用リスク

- ・投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

## 為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

## カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

## 集中投資リスク

- ・当ファンドは、一銘柄あたりの組入比率が高くなる場合があります、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## ○その他の留意事項

- ・当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様にご帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認ください。お客様ご自身でご判断ください。

設定・運用は **アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社**  
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号  
 加入協会：一般社団法人資産運用業協会

## 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	○	○		
株式会社イオン銀行 （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○			
株式会社SBI証券 ※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○	○	○
株式会社SBI新生銀行 （委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券） （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○		○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○
m o m o o証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第3335号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

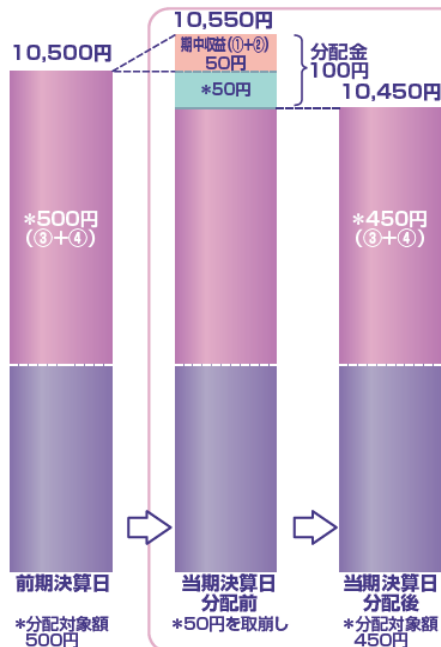
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



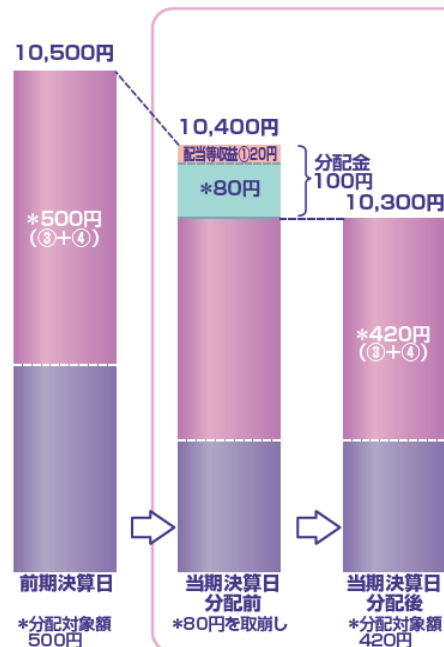
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算から基準価額が下落した場合

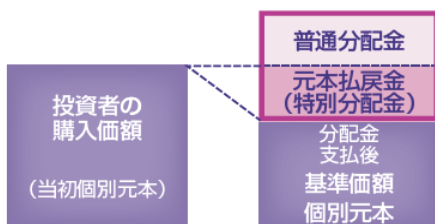


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

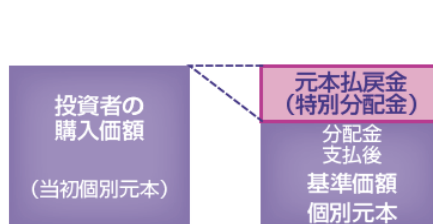
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。